

# 和歌山県未成年者喫煙防止条例のイメージ

未成年者の喫煙

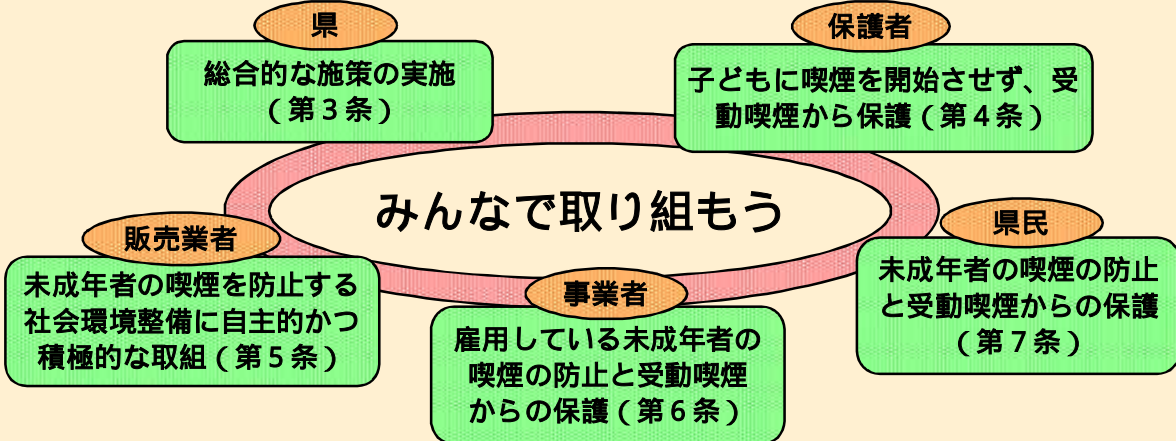
- 喫煙に対する社会の寛容さ
- 喫煙の影響についての知識の不足
- たばこが容易に入手できる

未成年者の喫煙を防止するための社会環境の整備（第1条）

健康の保護

健全な育成

## みんなで取り組もう



## 喫煙の影響を正しく知らせよう

学校での喫煙防止教育の充実に協力（第8条第1項）

事業者が行う未成年者の喫煙防止への取組に協力（第8条第2項）

知事

## クリーンな環境を作ろう

学校と児童福祉施設の敷地内は禁煙とするよう必要な措置の要求（第12条）

## たばこを買わせない！！

### 対面販売

販売業者

年齢確認の実施（第9条第1項）



購入希望者

年齢確認への協力（第9条第2項）

### 自動販売機による販売

販売業者

成年識別機能の付加（第10条第1項）



成年識別用カードの未成年者への譲渡又は貸与の禁止（第10条第2項）

未成年者への購入依頼の禁止（第11条）

知事

確実な実施に向けて

～販売業者への指導など～

報告徴収（第13条）

立入調査（第14条）

指導、勧告（第15条）

氏名等の公表（第16条）